

高浜原発3・4号再稼働に関する住民説明会、避難計画等についての質問・要望書

◇市民のアンケートに

30 km圏内市町議員の約9割が、少なくとも30 km圏で同意権と住民説明会が必要と回答  
◇規制委員会は関電に対し、シルトフェンスの定量的評価を求めています

## 高浜原発再稼働に関する住民説明会を具体化してください

高島市長 福井 正明 様

高浜町は、高浜原発の再稼働審査結果に関する町民への説明について、住民説明会を実施せず、ケーブルテレビで国の説明ビデオを放映するだけで済ませました。私たちが3月9日に高浜町を戸別訪問し、住民の方々に説明ビデオを視聴したか尋ねたところ、話ができなかったほとんどの方が観ていないとのことでした。高浜町は、ビデオへの質問の受付を3月15日に締め切りましたが、結局、提出された質問はわずか42件で、そのうち審査結果に関する32件だけが回答対象になりました。原子力規制庁は、避難計画、防災計画に関する質問には回答すらしませんでした。これでは、町民に説明したというアリバイ作りにもなりません。住民の疑問に答えるためには、避難計画の問題も含めて、直接、住民が質問や意見を述べることのできる説明会を開催する必要があります。

前回提出した2月3日付質問・要望書に対しては、貴職より、2月13日付で文書回答をいただきました。その後、私達は、高浜原発から30 km圏の滋賀県・京都府の市町議員へのアンケート結果を取りまとめました(別紙資料)。また、原子力規制委員会は、高浜原発3・4号の審査書を確定しましたが、3月12日の原子力規制庁との交渉<sup>\*1</sup>で、高浜原発3・4号の汚染水対策が無いに等しいことが明らかになりました。また、若狭町の避難先である兵庫県加東市議会では、避難元との連携も不十分で避難計画に実効性がないもとでは、再稼働に反対するとの意見書が3月27日に可決されました。さらに、高浜原発仮処分裁判の決定が、近く福井地方裁判所でお出されようとしています。これらのことをお伝えすると共に、改めて、避難計画や住民説明会、再稼働の同意権に関して、下記の質問事項と要望事項にお答えください。

### 【 質 問 事 項 】

#### 1. 避難計画について

(1) 2月13日付回答では「特に、避難道路の要となる国道161号バイパスの高架工事や拡幅工事に関して、国に早期整備を要望しているところです」とのことでした。要望に対し、国はどのように答えていますか。

---

<sup>\*1</sup> 3月12日、福島みずほ参議院議員出席の下、参議院議員会館で行われた汚染水問題に関する政府交渉。主催団体：ヒロアクション福島／原子力規制を監視する市民の会／グリーン・アクション／美浜の会等の市民団体。

(2) 2月13日付回答では「今後は、最終避難先施設がすべて確定するよう、滋賀県を通して協議を進めてまいりたい」とのことでした。私達は、2月12日に滋賀県防災危機管理局に申し入れを行い、大阪府内の最終避難所について滋賀県の考えを聞きました。県の回答は、「拠点避難所が決まっていれば、被ばくを最小限にするために避難するという目的は一定達せられる。そのため最終避難所が事前に決まっていなくても、避難計画に実効性が無いとは言えない。最終避難所は避難指示後7日間で決まればよい」と高島市の考えに反するものでした。滋賀県、大阪府ともに最終避難所は事前に決めなくてよいとの考えですが、最終避難所を全て確定するために、協議はどのように進んでいますか。

## 2. 高浜原発に関する安全協定について

2月13日付回答では「高浜原発の安全協定が現在も未締結であることから、滋賀県と連携し、関西電力(株)に対して協定の締結を求めてまいりたい」とのことでしたが、関電との協議はどうなっていますか。

三日月知事は、協定締結時には立地自治体並みの権限、再稼働の同意権を盛り込むべきと表明しています。高島市も同様の立場ですか。

## 3. 高浜原発3・4号の安全性の判断について

高浜3・4号の汚染水対策はシルトフェンスとなっています。しかし、3月12日の規制庁交渉では、シルトフェンスでどれだけ放射能の拡散を抑制することができるのかという質問に対し、規制庁の回答は、「審査では、定量的評価は関電には求めている。そのため、どれだけ防げるかは分からない」というものでした。汚染水対策は無いに等しい状態であることが明らかになりました。住民説明会の場で、原子力規制委員会に説明を求めるべきではありませんか。

## 4. 高浜原発3・4号の安全性、避難計画の問題等に関する住民説明会について

2月13日付回答では「国および関西電力(株)に対して、原発の安全性に関する説明責任を果たすよう求めてまいる」とのことでした。既に、国、関電に住民説明会開催を要請しましたか。多くの市民が参加できるよう複数回、複数の地区で開催が必要ではないですか。

## 5. 高浜原発から30km圏の滋賀県・京都府の市町議員へのアンケートの結果について

私達は、1月中旬から2月末にかけて、高浜原発から30km圏の滋賀県・京都府の市町議員に対し、高浜原発再稼働の同意権、住民説明会に関するアンケート調査を行いました。アンケートでは、約9割の議員が、同意権と住民説明会は、少なくとも30km圏内の自治体に必要と表明しました。

高島市議に限れば、全体の回答率54%に対し、74%と回答率が高く、19名中14名もの市議会議員が回答され、関心が高いことを表しています。アンケート結果では、14名全員が概ね30km圏の同意が必要、12名が30km圏内の住民説明会が必要と回答され、非常に多くの高島市議が同意権と住民説明会が必要との考えであることが明らかになりました。

他方、2月13日付回答では、「立地の有無にかかわらず、原発再稼働に関し法的な同意は必要とされておらず、再稼働の是非につきましても、最終的に国の責任において判断されるもの」とのことでした。しかし、アンケート結果を踏まえ、再稼働に対する同意権と住民説明会を求めべきではないですか。

### 【 要 望 事 項 】

1. 高浜原発3・4号の安全性や避難計画の問題に関し、原子力規制委員会による住民への説明会の開催を具体化してください。
2. 高浜原発から30km圏の滋賀県、京都府の市町議員に対するアンケートの結果を踏まえ高浜原発3・4号の再稼働にあたっては高島市の同意も必要と表明してください。
3. 高浜原発3・4号は、汚染水対策がないに等しいなど安全性に多くの問題があります。最終避難所が未確定であるなど広域避難計画の策定も進んでいません。このような状況で、高浜原発3・4号の再稼働は容認できないと表明してください。

2015年4月2日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／

脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581